

令和5年度 熊取町 社宅誘致支援制度



～社宅のご検討は、ぜひ熊取町で！～

熊取町では、本町内に従業員（※期間の定めのない労働契約により事業者へ雇用された者）の居住を目的とした住居を、新たに取得した法人に対して、その費用の一部を助成します。（※各補助対象者毎に1回限り）



「入居戸数3戸以上」の要件を撤廃し、より多くの法人様に活用いただけるよう制度の見直しを図りました！

1. 補助金額

入居戸数1戸につき、15万円

※ 入居戸数は1戸から対象

※ 補助限度額は1法人につき300万円

要

事前相談・事前申請

2. 補助対象者の要件

補助金の交付対象者の主な要件は次のとおりです。

- ① 法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- ② 国税及び事業所等が所在する自治体において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- ③ 別途定める欠格事項に該当しないこと。（地方自治法施行令、民事再生法、会社更生法、破産法、破壊活動防止法、暴力団排除条例、入札参加資格停止要綱などに関する事項）

3. 補助対象の社宅の要件

補助金の交付対象となる社宅は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 補助対象住宅は、補助対象者が補助対象期間内（1月～12月末）において、新たに所有もしくは賃借したものであること。 ※入居戸数に制限はありません。
- ② 補助対象住宅には、補助対象者が住民税の特別徴収義務者となる従業員が、対象期間となる年の翌年1月1日において住民登録し、かつ、居住していること。
（例：令和5年度申請の場合は、令和6年1月1日時点で住民登録されていることが必要）

4. 補助対象経費

- ◎ 社宅を所有する場合に対象となる経費
施設の維持管理に要する費用（電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等）
※資産に要する費用、租税公課は除く
- ◎ 社宅を賃借する場合に対象となる経費
賃借に要する費用（家賃、共益費等）
※保証金は除く
- ◎ 共通に対象となる経費
入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料等）
その他町長が必要と認める経費



5. 補助対象期間

令和5年1月1日～令和5年12月31日

※補助対象経費の算入期間は、令和5年1月1日～令和6年2月29日

6. 申請方法

申請書（様式第1号）に必要書類を添えて直接、企画経営課（熊取町役場本庁2階）へご提出ください。申請書は、企画経営課で配布のほか、町ホームページにも記載しています。

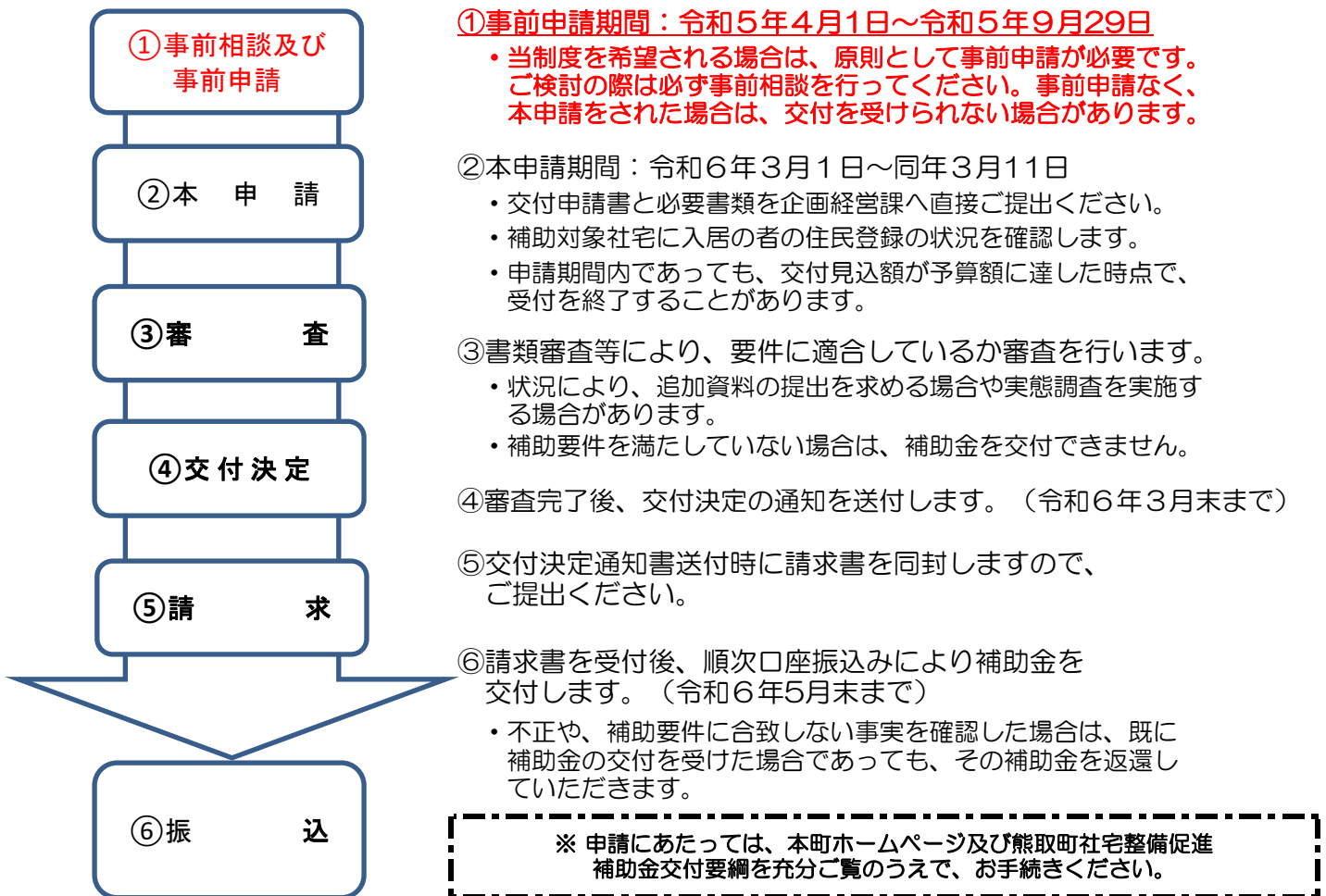
※次の添付書類が揃っていない場合は受付できませんので、ご注意ください。

【申請時の添付書類】

- ①法人の登記事項証明書
- ②熊取町における町税の完納証明書
- ③要件確認申立書（様式第2号）
- ④補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書（様式第3号）
- ⑤社宅を所有する場合、当該事実を確認できる書類（建築工事請負契約書、売買契約書等の写し）
- ⑥社宅等を賃借する場合、賃貸借契約の内容及び社宅等として利用する目的で賃借することが確認できる書類（賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し）
- ⑦補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書等の写し）

※⑤及び⑥については、社宅の所在地、契約金額、契約日、契約者の氏名・押印がある箇所

7. 手続きの流れ



8. 注意事項

本支援制度については、各年度毎に申請期限がございますので、ご注意ください。

加えて、申請可能人数も限りがありますので、ご検討の際は、必ず事前相談を行ってください。

【問い合わせ先】熊取町総合政策部企画経営課 ☎072-452-9016

住みたくなる町にはストーリーがある。

情報誌&PR動画『熊取ものがたり』

絶賛公開中!!!



気になる
情報は。。。

コチラ
から!